

第百八号議案

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 東京都道路占用料等徴収条例（昭和二十七年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。
 別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項から令第七条第二号に掲げる工作物の項までを次のように改める。

第一種電柱	四、四〇〇	一、六二〇	二八〇
第二種電柱	六、八〇〇	二、四八〇	四四〇
第三種電柱	九、四〇〇	三、三五〇	五九〇
第一種電話柱	三、四〇〇	一、四四〇	二五〇
第二種電話柱	五、四〇〇	二、三一〇	四一〇
第三種電話柱	七、四〇〇	三、一八〇	五六〇
その他の柱類	三四〇	一四〇	二五
共架電線その他			

法第三
第十二条
第一項
第一号
に掲げ
る工作
物

類 上空に設ける線	地下電線その他 地下に設ける線 類	路上に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	広告塔
長さ一メー トルにつき 一年	一年	一個につき 一年	占有面積一 平方メー トルにつき一 年	一個につき 一年	表示面積一 平方メー トルにつき一 年
四〇	二〇	三、二〇〇	二、〇〇〇	六、八〇〇	五七、〇〇〇
					二二三、〇〇〇
一四	八	一、四一〇	八六〇	二、八九〇	一一、五〇〇
二	一	二五〇	一五〇	五一〇	二、〇二〇

外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年
四〇〇	三〇〇	二〇〇	一四〇	六、八〇〇	二、八九〇
一七〇	一三〇	八六	六〇	五二〇	一〇
三一	二三	一五	一〇	一〇	一〇

法第三
十二條
第一項
第二号
に掲げ
る物件

未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル
-------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	----------

長さ一メートルにつき
一年

六二〇	八二〇	一、四二〇	二、〇〇〇		
二六〇	三四〇	六〇〇	八六〇		
四六	六二	一〇〇	一五〇		

法第三十二條第一項第五号に掲げ	法第三十二條第一項第三号に掲げる施設	法第三十二條第一項第四号に掲げる施設	ル以上のもの		
			地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの
年			年	年	年
占用面積一平方メートルにつき一			占用面積一平方メートルにつき一	占用面積一平方メートルにつき一	占用面積一平方メートルにつき一
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
			六、八〇〇	六、八〇〇	四、〇〇〇
			一、四四〇	二、八九〇	一、七三〇
			二五〇	五一〇	三一〇

道路法	第六号 に掲げ る施設	第一項 第十二条 法第三 条	る施設		
			その他のもの	路 地下に設ける通	路 上空に設ける通
看板（アーチ式 であるものを除 く。）	商品置場その他 これに類するもの	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの			
年	年	日			
表示面積一 平方メートル につき一	占用面積一 平方メートル につき一	占用面積一 平方メートル につき一			
五七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五七〇	六、八〇〇	一八、〇〇〇	二九、一〇〇
一一三、〇〇〇	一一三、〇〇〇	二二〇	六、八〇〇	六、九一〇	一一、五〇〇
一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一〇	三、〇九〇	三、四六〇	五、七七〇
一一、〇二〇	一一、〇二〇	一一〇	七六〇	六〇〇	一一、〇一〇

施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号。以 下「令」 とい う。)	第七 条 第一 号 に掲 げ る 物 件		第七 条 第一 号 に掲 げ る 物 件		標識
	アー チ 式 工 作 物		旗ざ お 及 び 幕		
	の も の 他	横 断 す る も の	車 道 を 横 断 す る も の	そ の 他 の も の	
占 用 面 積 一	一 年 一 基 に つ き		占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル 又 は 一 本 に つ き 一 年		一 本 に つ き 一 年
三 〇 〇、 〇 〇 〇	六 〇 〇、 〇 〇 〇		六 〇、 〇 〇 〇		五、 四 〇 〇
一 一 五、 二 〇 〇	二 三 〇、 四 〇 〇		二 三、 〇 〇 〇		二 三 〇
五 七、 七 〇 〇	一 一 五、 四 〇 〇		一 一、 五 〇 〇		一、 三 一 〇
一 〇、 一 〇 〇	二 〇、 二 〇 〇		二、 〇 二 〇		四 一 〇

令第七条第二号に掲げる工 作物	平方メート ルにつき 年	六、八〇〇	二、八九〇	五一〇
--------------------	--------------------	-------	-------	-----

別表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料の置場の項中「三八、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「一九、九〇〇」を「二三、〇〇〇」に、「八、八〇〇」を「一一、五〇〇」に、「二、二一〇」を「二、〇二〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる仮設収容施設の項中「二、六五〇」を「二、八九〇」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

占用料の額を改定する必要がある。